

7 精企電第 6 9 5 号  
令和 8 年 3 月 2 7 日

近畿中部防衛局長 丸山 幹夫 様

精華町長 杉浦 正省  
(公 印 省 略)

陸上自衛隊祝園分屯地における火薬庫等整備について (照会)

標記のことについて、別紙に記載のとおり、町議会からの質問事項について回答をお願いします。

防衛省への質問事項

	質問要旨	回答要旨
1	<p>弾薬庫の壁の厚さは、通常20～30cmと聞いていますが、どなたかが祝園分屯地では6～7mもあると聞いています。そういう6～7mもある火薬庫があるのでしょうか。</p>	
2	<p>祝園分屯地には、強靱化計画として、地下シェルターなどの設置計画はあるのでしょうか。</p>	
3	<p>祝園分屯地の増設計画は、現在約300億円で、今後、約550億円になると聞いていますが、それでいいでしょうか。できれば、内訳を教えてください。</p>	
4	<p>安保3文書に基づき、祝園分屯地の整備が図られるというのは事実でしょうか。</p>	
5	<p>台湾有事の際、祝園分屯地から南方の沖縄諸島に弾薬類が船で運ばれるということはありませんか。</p>	
6	<p>非核3原則というもとにあっても、有事の際には、国防のためにやむをえず例外の方法の選択もありますか。</p>	
8	<p>有事の際には、米軍Xバンドレーダーや舞鶴基地、滋賀県饗庭野基地などの連携はありますか。</p>	
9	<p>祝園分屯地には整備場はありますか。それは、通常、火薬庫よりも低地にありますか。</p>	
10	<p>建設業法は、建設工事の施工業者が「建設業許可票」を公衆の見やすい場所に掲示することを義務付けています（建設業法第40条）。祝園分屯地の弾薬庫増設工事について、施工業者は建設業許可票を「公衆の見やすい場所」に掲示せずに工事を施工していますが改善指導されていますか。</p>	

11	<p>建設業法は、建設工事の元請業者が下請負人の施工分担関係を表示した「施工体系図」を公衆が見やすい場所に掲示することを義務付けています（建設業法第24条の8。公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条）。祝園分屯地の弾薬庫増設工事について、元請業者は施工体系図を「公衆が見やすい場所」に掲示せずに工事していますが改善指導されていますか。</p>	
12	<p>祝園分屯地の弾薬庫増設工事で発生した土砂を、一級河川煤谷川の上流（祝園分屯地南門付近）に山積していることについて、大雨時に煤谷川へ土砂が流出することを危惧します。山積土砂の施工管理方法について、施工業者は施工計画書に記述していますか。山積土砂の法裾に土堤を築いておられる場合、降雨強度の想定は時間当たり何mmですか。山積土砂の法（のり）面が洗堀されていますが、法肩に土堤を築いておられますか。</p>	